

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和3年 4月 2日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和3年4月2日(金) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中 村 榮 憲	出	松隈	築 地 孝 彦	欠
副会長	原 武 学	出	石動	元 石 久 隆	出
2	江 口 啓 子	出	三津	城 尾 良 信	出
3	中 村 佐 代 子	出	大曲	福 島 啓 洋	出
5	城 島 訓 浩	出	吉田	北 島 知 典	出
6	荒 木 清 隆	出	田手	森 勝 浩	出
7	森 田 利 光	出	豆田	原 隆 司	出
8	小 林 宏	出	箱川	江 頭 秀 臣	出
9	大 坪 敏 博	出			
10	木 下 大 学	出			
11	内 川 正 良	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 多良 和孝	副課長 長野 充貴 係員 田中 貴章
-----	-------------	-----------------------

5. 議事録署名委員の指名 7番 森田 利光 委員 8番 小林 宏 委員

6. 議 事

第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	1件
第2号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	3件
第3号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和3年度 第1号農用地利用集積計画(案)の決定案件	8件

○ **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和3年3月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。

○ **会長** 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくをお願いします。

(会長 あいさつ)

○ **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11名中11名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は7名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第6条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

○ **議長** それでは、総会の次第によりまして、2番の議事録署名委員の指名を行います。

7番 森田 利光 委員 8番 小林 宏 委員、議事録署名をお願い致します。

○ **議長** 3番の議事に入ります。

第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	1件
第2号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	3件
第3号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和3年度 第1号農用地利用集積計画(案)の決定案件	8件

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第1号報告について説明をお願いします。

○ **議長** 1ページをお願いします。農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号3-1について説明を求めます。

○ **事務局長** 1ページをごらんください。第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号3-1について説明します。

整理番号3-1を朗読。所有権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、2ページの調査書のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、3・4・5・6・7・8・9・10ページに字図の写し、11・12・13・14ページに位置図の写しを添付しております。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見ををお願いします。

○ ○番(○○委員) 申請人の娘夫婦が鳥栖に住んでいるとのことで一緒に耕作するとの説明を本人から受けました。このことは先日地区の総会でも議案にあがっており、地区の方からの異論もありませんでした。地区の耕作者も少なくなっている中でこういう風によってくれる方がいらっしゃるのはとてもいい事なので問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ ○番(○○委員) 資料をみて思ったんですけど春日からわざわざ来て耕作をするんですかね。鳥栖に娘さんがいるとのことですが、何歳くらいの方ですか。

○ ○番(○○委員) 譲受人の方は私と一緒にくらいだったので、娘さんは40~50代くらいだと思います。

○ 事務局 譲受人の方は那珂川市の方にも土地を所有されており、鳥栖の娘さん夫婦と一緒に耕作をされているとのこと。また、農業機械も一回一回鳥栖から持ってくるのもあれなので一部をこちらに置いて使用をされるとのこと。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-1について説明を求めます。

○ 事務局長 15ページをごらんください。第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-1について説明します。

整理番号5-1を朗読。申請地は、役場から概ね500m以内であることから第2種農地と判断されます。転用目的の一般住宅は、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、16ページに位置図、17ページに字図の写し、18ページに土地利用計画図、19・20ページに建物平面図、21ページに建物立面図、を添付しております。説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、○○委員及び○○委員ご意見を願います。

○ ○番(○○委員) 問題ないと思います。

○ ○番(○○委員) 南側に農地が少し残ってしまいましたが問題ないと思います。

- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇推進委員ご意見をお願いします。
- **〇〇推進委員** 周りも宅地化されており問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-2について説明を求めます。

○ **事務局長** 22ページをごらんください。第2議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-2について説明します。

整理番号5-2を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内。農地の区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断されます。転用目的の一般住宅は、居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、23・24ページに位置図、25ページに字図の写し、26ページに土地利用計画図、27ページに断面図、28・29ページに建物平面図、30ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇番（〇〇委員）** ここは宅地に挟まれているため問題ないと思います。
- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇最適化推進委員** 特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-3について説明を求めます。今回は1000㎡を超える案件でありますので申請者の方も見えています。

○ **事務局長** 31ページをごらんください。第2議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-3について説明します。

整理番号 5-3 を朗読。申請地は、農振農用地区域内であり、ほ場整備区域内で、国営筑後川土地改良事業区域内。市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地であり、農用地区域内農地と判断されます。転用目的の園舎建設は、土地収用法の規定による告示に係る事業であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、32 ページに管内図、33 ページに位置図、34 ページに字図の写し、35・36・37 ページに土地利用計画図、38・39・40 ページに断面図、41 ページに建物平面図、42 ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、○○委員及び○○委員ご意見を願います。

○ ○番(○○委員) ここは暗渠排水がありまして確認したところ変換するとのことなので、問題ないと思います。

○ ○番(○○委員) 問題はないですが工事中に送迎の車が来ると思うんですね。その時の安全を確保していただけたら大丈夫だと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見を願います。

○ ○○最適化推進委員 特に問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ ○○推進委員 38 ページの図を見たらわかると思うんですけど、下の方に境界線で書いてあるところがありますがこの横にL字型の壁があると思うんですけど、境界線からの幅がどれくらいあるかわからないんですけど、農薬をからって散布する場合とかに境界のすぐ横に建てられると作業がしにくいのでそこを耕作者の方と話し合っていたきたいことと、農業者と近隣住民とのトラブルが起こっています。農薬関係。ヘリ防除とか乗用管理機とか。子供さんへの害。これが一番心配なんですけど。私の地区であったのが一昨年ヘリ防除で車に粉がかかったんですよ。それを取り除いてくれと。原液をかけるんで取れにくいんですよ。そこらへんも考慮していただいて耕作者とよく話し合っていたきたいと思います。

○ **譲受人** まず境界については地権者の方と耕作者の方と重々お話をさせていただいて今後壁の位置を協議させていただきたいと思います。農薬散布に関しましてはご承知の通り現在の幼稚園は隣にあり 60 年間幼稚園をさせていただいておりこういった話は何回も出てきています。そういった時期にな

ると外での遊びを控えるとか、窓を閉めて入らないようにするだとか、こういったことは今までもやってきました。また苦情などが入った場合は直接耕作者に言うのではなく農業振興地域の中にある幼稚園でありますので、責任は園長である私ですので私に直接言っていただいて私の方と保護者の方で話し合っ
て解決していきたいと思います。今後も幼稚園をさせていただく中で地域の方あってのことですので、農業をされている方と私たちが手を取って地域のために頑張っていたきたいと思います。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。県の開発の許可が下りたら申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第3号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和3年度第1号農用地利用集積計画（案）の決定案件について説明を求めます。

○ **事務局長** 43ページをごらんください。第3号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が2件、再設定が6件の計8件で、田が15筆30,006㎡、畑が0筆0㎡、合計の30,006㎡となっております。

次に44ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積4,411,954.49㎡、今回解約面積38,192㎡、今回計画といたしまして30,006㎡、現在の合計4,403,768.49㎡となっております。農用地利用集積計画については以上です。

○ **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。これをもって、本日の総会は終わります。

